

未来を考える力を **気仙沼復興レポート④1**

雑損控除と被災者特例

東日本大震災の被災者には義援金や支援金などが贈られたほか、有利な貸付金、税や公共料金の軽減措置も用意された。震災から 6 年 4 カ月が経過し、その被災者特例が切れた後の影響が心配されるようになった。特に課税額を減らすことができる「雑損控除」は、今年で期限を終える被災者が多く、課税所得で変化する災害公営住宅の家賃にも直撃する恐れがある。保育料などの無料措置もいづれなくなることは確実な一方で、住宅再建によるローンや公的貸付金の返済がスタートし、目に見えにくい形で被災者の負担が増していくのだ。

■ 控除によって課税所得ゼロに

被災者の税制上の措置としては、全壊世帯の場合、復旧・復興が完了していない地域で土地に対する固定資産税や都市計画税が全額減免されてきた。税金が減った分は交付税措置によって国から補填されるため、被災自治体としては市民の負担をできるだけ軽減するため、ギリギリまで軽減措置を継続してきた。国民健康保険税などのように、市の一部負担が発生した後も被災者減免を継続しているものもある。

今回注目した雑損控除とは、災害などによる損害の一部を医療費控除のように所得から差し引ける制度だ。確定申告で手続きすれば、課税される所得を減らすことができる。住宅だけでなく、家財や車

両も対象となる。減価償却費を引く必要があり、例えば 3000 万円で購入した木造住宅を 20 年後に津波で失うと、約 1300 万円（減価償却費の計算式は所得金額×0.9×償却率 0.031×経過年数）の損害を所得から控除できることになる。

■ 所得税、住民税に反映

東日本大震災では、損害が大きいため、5 年間繰り越して雑損控除を適用することが特例で認められた（通常は 3 年間）。損失額が 2000 万円で、年間所得が 300 万円の場合、控除によって課税対象の所得をゼロにしても 1700 万円残るため、さらに 5 年間で分割したとしても、震災から 6 年間は課税所得がゼロのままになる。課税所得がゼロだと、支払い済みの所得税は源泉徴収から全額還付されることになる。所得 195 万～330 万円の所得税率は 10%、さらに復興特別所得税率が 2.1%なので、ほかの控除を考えずに単純計算すると、年 36 万円ほどの所得税が免除されたことになる。

この課税所得額は、住民税に反映される。住民税の所得割は市民税が 6%、県民税は 4%。ここでも課税所得がゼロになることで、住民税が免除される。所得税、住民税だけで計 20%分の税が免除されているほか、住宅再建のためのローン控除、被災した



災害公営住宅は全戸完成した

土地の売却などにも税制上の特例措置が受けられる。なお、雑損控除ではなく、災害減税法による所得税の軽減免除を選択することもできるが、損害を繰り越すことはできない。

■ 控除額は累計 1102 億円

気仙沼市税務課のまとめによると、ピークの2012年度に納税義務者の30%の7770人が雑損控除を市民税に適用した＝**下表参照**＝。2017年度までの累計額は1102億円に達しており、適用者数の推移から見ると1人平均1000万円程度の損害額と考えられる。そもそも最初から収入のない世帯は除かれるが、この雑損控除額から住宅や家財の損害額を推察することができる。

なお、2012年度で雑損控除を適用させた場合、繰越控除は2017年度までになること、控除額の推移などから、繰越控除は2016、2017年度でほぼ終了する。適用が遅れ、2018年度まで繰越控除の対象となる市民は数名と見込んでいる。

個人市民税の雑損控除適用状況 (気仙沼市まとめ)			
課税年度	納税義務者	雑損控除・繰越控除適用者	控除額 (千円)
2011年度	31,452人	5,346人	38,781,315
2012年度	26,160人	7,770人	39,090,917
2013年度	29,268人	5,381人	9,550,299
2014年度	31,171人	4,834人	10,241,690
2015年度	31,033人	3,477人	6,250,624
2016年度	31,104人	2,570人	4,035,879
2017年度	31,054人	1,486人	2,241,918

■ 災害公営住宅の家賃に影響

雑損控除の繰越適用が終わると、災害公営住宅の家賃にも影響する。家賃の算定方法が、住民税と同じように雑損控除などを適用させた所得(政令月収)を基にしているためだ。市建築・公営住宅課の試算によると、月5千～6万円程度の家賃上昇につながる恐れがある。

災害公営住宅に入居する世帯はすべて被災者のため、今年4月現在で約2割の世帯が雑損控除を

適用した収入で家賃が算定されていた＝**次ページ表参照**＝。入居世帯の約半分が「政令月収ゼロ」として扱われている状況を見ると、年金暮らし世帯が多いだけでなく、雑損控除によって政令月収がゼロになっている世帯も多いことが分かる。実際に、政令月収ゼロの870世帯のうち、30%の261世帯は雑損控除を適用している。

雑損控除の繰越適用が終了すると、実際の収入が同じでも政令月収が上がる。例えば65平方mタイプで、政令月収が「ゼロ」から「4万円」になると家賃は「8100円」から「1万3600円」に、同じように「ゼロ」から「26万円」になると「8100円」から「6万9700円」に跳ね上がってしまう。

実際の収入は変わらないのに、雑損控除が無くなるだけ所得税、住民税、そして災害公営住宅の家賃まで上がってしまう可能性があるのだ。

今年の所得が来年度の住民税の課税対象となり、その課税対象額が再来年度の災害公営住宅の家賃算定の基になる。つまり、現在の家賃は、一昨年の所得が基になっており、雑損控除が切れた影響が大きく現れるのは来年度以降になると想定される。市には「急に家賃が上がった」という相談が寄せられ始めているという。所得が特に低い世帯(全体の約8割)には家賃を特別に安くする支援制度(特別家賃低減事業)を導入しているが、入居6年目から段階的に元に戻すことになっており、今後、二重の負担増が問題となることが心配される。

■ 特例措置はいつまで続く?

適用期間が決まっていて、確定申告によって自ら意識することになる雑損控除とは異なり、いつまで続くか分からない被災者特例がある。国民健康保険医療費負担金と介護保険利用者負担額の免除、保育所保育料や幼稚園授業料の減免などがあり、国の方針を待って毎年延長したり、市の負担があっても継続したりしていて、終了時期は示されていない。

国民健康保険の医療費負担金は、大規模半壊以上の世帯、生計維持者が犠牲になった世帯を対象に、免除している。社会保険、後期高齢者保険の医療費負担金免除が終了した後も、医療機関の受診控えを

懸念して継続し、本年度は対象者 1770 人程度、約 1 億 9 千万円の免除を見込んでいる。国の支援はあるものの、市の国民健康保険会計から約 5 千万円を負担する。

介護保険の利用者負担は、本年度で対象 490 人程度、8500 万円程度の免除を見込んでいる。市の負担は 1400 万円程度で一般会計からの負担もある。今後、各会計の状況を見ながら来年度以降の継続について検討することになる。

保育料と幼稚園授業料の特例はさらに複雑だ。全壊世帯は全額、半壊・大規模半壊で半額となり、本年度は認可保育所、小規模保育所、民間の認可外保育施設、市立幼稚園で計 265 人、4 千万円超の免除を見込んでいる。認可保育所と小規模保育所については市の負担はないのだが、認可外施設は一般財源から 1 千万円以上負担することになっている。国の

災害公営住宅入居者の政令月収区分と雑損控除適用世帯 (2017 年 4 月 1 日現在)						
区分	政令月収	家賃例 (65 m ²)	入居状況	雑損控除適用	割合	
I	1	0 円	8,100 円	870 戸	261 世帯	30.0%
	2	1~40,000 円	13,600 円	197 戸	27 世帯	13.7%
	3	40,001~60,000 円	19,200 円	78 戸	12 世帯	15.4%
	4	60,001~80,000 円	24,800 円	75 戸	15 世帯	20.0%
		80,001~104,000 円	26,300 円	91 戸	9 世帯	9.9%
II	104,001~123,000 円	30,300 円	58 戸	4 世帯	6.9%	
III	123,001~139,000 円	34,700 円	42 戸	5 世帯	11.9%	
IV	139,001~158,000 円	39,100 円	38 戸	4 世帯	10.5%	
V	158,001~186,000 円	44,700 円	38 戸	3 世帯	7.9%	
VI	186,001~214,000 円	51,600 円	31 戸	3 世帯	9.7%	
VII	214,001~259,000 円	60,400 円	18 戸	2 世帯	11.1%	
VIII	259,001 円~	69,700 円	32 戸	4 世帯	12.5%	
合 計			1,568 戸	349 世帯	22.3%	

支援が継続しても市の負担があることに変わりはなく、公平性の観点、被災者支援と財政負担についてバランスよく判断していく必要がある。

私立幼稚園は、就園奨励費と被災幼児就園支援で被災世帯を支援しているが、対象は震災前の夫婦に限定され、保育所や公立幼稚園と格差が生じている。

このほか、小・中学生のいる被災世帯には就学援助費として給食代などを支給している。2015 年度は 640 人に 5701 万円を支給した。この支援措置もいつまで続くか未定で、終了した後に家庭の負担感が増してしまう恐れがある。

■ 援護資金にローンの返済も

被災者特例がなくなることで、所得税、住民税、保育料などを合わせると年間数十万円の負担が増える家庭もある。被災者のための支援措置だったのだが、長く続いたため、家計への影響が心配だ。マイホームを再建すれば住宅ローンの返済もスタートし、災害公営住宅では家賃も発生するのだ。

被災世帯に市が 813 世帯に計 18 億 9500 万円を貸し出した災害援護資金は、13 年間で返済しなければならない。全壊で 8 年（ほかは 6 年）の据え置き期間があるが、残り 5 年で 300 万円を返済する場合、利子なしで単純計算しても月 4 万円にもなる

気仙沼復興レポートは気仙沼市議・今川悟ホームページで公開中。 <http://imakawa.net>

①少子化と人口減少②防潮堤問題③復興予算の限界④鉄路復旧と BRT⑤高校再編⑥災害公営住宅⑦仮設住宅⑧財政シミュレーション⑨災害危険区域⑩震災遺構⑪人手不足⑫防災公園⑬震災検証（津波編）⑭三陸道⑮新市立病院⑯造船団地⑰復興事業の地元負担⑱仮設住宅の集約化計画⑲土地区画整理とかさ上げ⑳集会施設の市有化と課題㉑災害公営住宅の管理と家賃㉒試行錯誤の防災集団移転㉓震災 5 年目の防潮堤㉔住宅再建へ支援と選択㉕要望で振り返る 5 年㉖神山川堤防と桜並木㉗地盤隆起㉘小・中学校再編㉙避難道㉚仮設住宅の特定延長㉛商業再生と仮設施設㉜地方創生㉝土地区画整理の遅延㉞市営住宅基金と市財政㉟震災遺構の役割㊱防潮堤に学ぶ合意形成㊲復興基金㊳駅前施設棟㊴復興祈念公園

のだ。

1995年に発生した阪神・淡路大震災では、最大300万円を支給する被災者生活再建支援金制度がなかったため、神戸市だけで3万1672人に776億円を貸し付けたが、返済が滞ったため、償還期間の延長を続けてきた。震災から20年後の返済額は74%の578億円。滞納者に法的措置を講じたり、毎月1000円の少額償還を認めたり、返済免除要件を拡大したりしたが、市外転出後も回収を続けなけ

ればならず、自治体の負担が大きな問題となった。連帯保証人が返済するケースも少なくなかった。

東日本大震災の被災地でも、特例措置を巡る課題が表面化してきた。仙台市では、災害公営住宅の家賃が低減化によって特別に安くなっていることの説明が足りず、段階的に戻す措置が「値上がり」と批判された。さまざまな特例措置がなくなることの説明とともに、その影響を緩和する対策の検討が求められている。

東日本大震災被災者のための主な支援制度

災害復興住宅融資	全壊、大規模半壊、半壊の世帯が住宅を建設、購入、補修する場合、低金利の融資が受けられる。建設の場合の基本融資額は建設資金として1650万円、土地取得資金として970万円、整地資金として440万円。建設資金には510万円の特例加算もある。年利は基本融資が当初5年間0%、6～10年目が0.02%、11年目以降は0.55%で、特例加算は1.45%。返済期間は、一般木造の建設で最長25年。最大の3570万円を借りて25年で返済する場合、毎月の返済額は12万円程度（利息合計177万円）になる。
災害援護資金	災害によって負傷または住居、家財の損害を受けた場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。貸付限度額は住居の半壊で170万円、住居の流失で350万円。無利子（保証人を立てない場合は年1.5%）。据え置き期間は6～8年。償還期間は据え置き期間を含めて13年以内。所得制限があり、1人世帯で220万円、5人以上で1270万円が貸し付け条件となっている。
生活福祉資金	金融機関からの借り入れが困難な低所得世帯、障害者や要介護者がいる世帯を対象に最大150万円を貸し付ける。年利は連帯保証人がいれば無利子、いない場合は1.5%。据え置き期間は6カ月で、償還期間は7年以内。災害援護資金の対象となる世帯は利用できない。
小・中学校の就学援助	被災によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品、新入学用品、通学、校外活動、学校給食などの費用を援助する。気仙沼市は2015年度で640人に5701万円を支給した。被災分は県の補助に頼っており、今後の継続時期は未定。
国の教育ローン	被災世帯から高校、短大、大学、専修学校などに入学・在学する場合、1人当たり300万円以内を貸し付ける。対象経費は学校納付金、受験費用、教科書代、下宿代など。通常金利より0.4%引き下げる。貸付期間は18年以内。
税制支援	<ul style="list-style-type: none">被災した土地や家屋の固定資産税、都市計画税の減額・免除被災した土地や家屋に代わるものを取得する場合の固定資産税などを減額住宅再建に伴うローンの控除率を引き上げ被災した自動車の自動車税、買い替えた場合の重量税と所得税を免除